

令和3年度第11回協働支援会議

令和3年10月26日（火）午前10時

オンライン会議

出席者：藤井委員、関口委員、松井委員、竹井委員、則竹委員、伊藤委員、大野委員、
山田委員、行政管理課長

事務局：地域コミュニティ課長、大庭主査、丹野主任、植木主任

藤井座長 協働支援会議を始めます。

それでは、皆様のお手元に事務局のほうから会議次第が送られていると思いますので、その会議次第に従いまして会議を進行いたします。

議事は3点あります。第1が民間提案制度について、第2が一般事業助成について、第3がその他となっております。

それでは、定足数にまず達しているということを確認して、これをもって会議が成立したということでございます。

本日の資料確認ですが、事務局のほうからお願いいたしたいと思います。それでは、事務局、よろしく願いいたします。

事務局 本日、皆様に昨日メールで送らせていただいております資料をご確認ください。4点ございます。

まず資料1としまして、新宿区民間提案制度について。

資料2としまして、一般事業助成 委員意見取りまとめ・事務局案。

残りの二つは前回のものと同じで再配付となりますが、協働推進基金助成金のあり方検討についてというものと一般事業助成 制度のメンテナンスの方向性（案）というものになります。

以上になりますが、皆様、おそろいでしょうか。

藤井座長 それでは、ただいまから会議に進んでまいりたいと思います。まず、民間提案制度について。これで4回目のご説明ですか。本日も行政管理課から出席していただいております。説明の後に皆さん、質問についてお伺いいたしますが、これは毎回のことで、議事録作成のためにご発言の前にお名前をお願いしたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

行政管理課長 おはようございます。行政管理課長の原田でございます。

それでは、私のほうから、まず民間提案制度につきましてご説明させていただきます。民間提案制度につきましては、この間検討の内容につきましてご説明をさせていただいたところですが、こちらにつきまして、ある程度制度の大枠を固めさせていただきまして、要綱の案といったような形で少し作成いたしましたので、この内容についてご説明をさせていただきます。

なお、内容につきましては、前回ご説明させていただいた内容ともうほぼほぼ変わらない内容という形になりまして、この内容を要綱というような形で少しまとめたといったようなところでございますので、前回の説明と少し重複するところもあるかと思いますが、改めて制度につきましてご説明をさせていただきます。

それでは、資料1に沿ってご説明させていただきます。記書き以下でございますが、1番、民間提案制度についてでございます。令和4年度から実施を予定しております民間提案制度について、制度の基本的な内容を定める「新宿区民間提案制度実施要綱」を別紙のとおり制定をしたいというふうに考えているところでございます。

なお、制度の概要につきましてご説明いたします。

まず、(1)の制度の目的でございます。民間事業者等、こちらについてはNPO法人、任意団体等も含むところでございますが、こちらは民間事業者等から柔軟な発想や専門性を生かした事業提案を募集し、民間事業者等と区との役割を分担しながら、より質の高い行政サービスの提供と業務の効率化や財政負担の軽減につなげることを目的といたします。

続きまして、対象となる事業提案でございます。こちらについては、以下のいずれかに該当するものといった形で、一つ目として区民サービスの向上の実現につながるもの。二つ目として、効果的・効率的な業務の推進につながるもの。三つ目といたしまして、経費の削減や新たな歳入の確保等により財政の負担軽減に資するものというところで、いずれかに該当するものといった形で広く提案につきましては受け付けていきたいというふうに考えております。

続きまして、(3)事業提案できる者でございます。こちらにつきましては、個人を除く十分な業務遂行能力を有している者といったところでございます。

続きまして、提案の募集につきましては、各年度で募集要領を定めてこの本日も説明する要綱の内容に沿って実施するといったところでございます。

続きまして、(5)提案評価委員会の設置でございます。こちらは事業提案に対する評

価をするため、評価委員会につきまして設置をする予定でございます。

続きまして、提案の評価でございます。評価につきましては、独自性、区民サービスの向上、効果的・効率的な業務の推進、区財政の負担軽減、実現性などの視点を踏まえまして、評価委員会において評価を行っていくといったようなところでございます。

続きまして、結果の公表でございます。こちらは事業提案した内容については、提案を採用した事業についてホームページで公表するというようなところでございます。

裏面をごらんいただければと思います。(8)でございます。こちらは採用事業の実施でございますが、こちら提案事業は採択された場合につきましては、事業所管課につきましては、その採択された事業について事業実施に向けた所要の調整。要は事業実施に向けて行動をとっていくといったようなところでございます。

最後に実施事業者の選定でございます。採用事業の実施者につきましては、原則としてプロポーザル方式により選定いたします。ただし、採用事業の提案者につきましては、提案の意欲といったようなところも含めまして選定時にインセンティブを付与するという予定でございます。

なお、公募による事業者の選定に適さない事業については、提案者を事業実施者として選定をいたします。

以上が簡単な概要でございますが、別紙のほう、要綱を本日、要綱の案として添付をさせていただいております。こちら要綱については、今お話しした内容が条文として第1条から第16条まで記載させていただいているところでございます。

なお、第15条をごらんいただければと思います。こちらは知的財産権の侵害防止といったようなところでございますが、民間事業者等にサウンディング調査をした際に、こういったところはしっかりと必要な措置を講じてほしいというようなご意見もいただきましたので、知的財産権の侵害防止といったようなところで条文化をさせていただいたところでございます。

また、第16条でございますが、こちらは特に他自治体におきまして、調査した際にやはり職員の意識啓発が非常に大事だと、やはり民間提案制度をしっかりと受け入れるという風土をつくる必要があるというような課題もあるというところでございましたので、第16条といたしましてこちら、職員の意識啓発に努めるものとするといったような条文をつけているところでございます。

要綱につきましては、今お話しした内容について定めさせていただきまして、こちらを来

年4月1日に施行するといったような形で進めていければというふうに考えているところ
でございます。

こちらは説明文書にお戻りいただければと思います。2番の今後のスケジュールでござ
います。今後の予定といたしましては11月、こちらは10日ごろを予定しておりますが、
民間提案制度の実施要綱を決定できればというふうに考えているところでございます。

その後、決定後、12月あたりからこの制度につきまして、民間事業者等へ周知をさせ
ていただきまして、4月1日から実際に実施要綱を施行し、募集を開始するといったよう
なスケジュールで今後進めていければというふうに考えているところでございます。

民間提案制度の説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いたします。

藤井座長 どうもご苦労さまでした。それでは、もう各委員、質疑について何かござい
ましたら挙手をして、お名前をご発声いただいて質問をお願いしたいと思います。

それでは、どうぞ。質問というか、確認という点でももちろん構いません。いかがでし
ょうか。

これまで過去3回、今日が4回目ですが、民間提案制度については各委員に率直なご意
見や質問をしていただいたわけですが、これまでここで議論になったことも踏まえて、か
なり提案をブラッシュアップされてという印象を私自身は持っております。いかがでしょ
うか。

関口委員、どうぞ。

関口委員 いいですか。関口です。もう特に要望というか、意見はないのですけれど、
感想というか、要綱とかはこれぐらいの抽象度ということになると思うのですけれど、
やはり具体的な運用に当たっては、先ほどもおっしゃられていたとおりで、恐らくマトリ
クスを書くときやっぱり民間事業者が、もう黙っていても提案が来るようなところとい
うところもテーマとしてたくさんあると思うのです。新宿区という日本の中心地であり、昼
間人口も何百万人とかというリソース。言葉を選ばずに言えば物すごく有望なデータもあ
るしというところで、21世紀はデータが石油とかという話をにわかに勉強していると、
とにかく見る人によっては新宿区のこの制度とかは、魅力的な制度にも見えると思いま
すし、実際にそれがすごく区民の方々の安全・安心とか、サービスの向上に役立つことも山
ほどあると思うのですけれども、ただ一方でどっちかという区役所のほうからある程度
開拓していかなければいけないといひますか、以前の協働事業提案制度で言うところのテ
ーマ設定型とか、あるいは現場の団体に声をかけていくというマーケティングと営業が必

要なテーマもあると思うのです。

あまり大手の会社さんとかからすると魅力的ではないけれども、でも民間の力、NPOとかを含めた民間の力が必要なテーマというのも多分幾つかあると思いますので、そこは、とりあえずはオープンに皆さん、どうぞと言った上で、やっぱりあまりに偏りがあるなどか、何かDXばかりだなみたいなことになったら、それはそれですばらしいとは思いますが、何か目立たないけれども、開拓が必要な分野は待ちの姿勢だけではなくて、ちょっと説明会をやってみるとか、セミナーをやってみるとか、声をかけてみるとか、そこは様子を見て、ぜひ待ちだけではなく攻めの開拓もしていただければなというふうに思いました。

以上です。

行政管理課長 ありがとうございます。一応区としましては、当然待ちだけではなく区の実際来てほしいような課題というのは来ないのかなというところもありますので、少しセミナーを実施するといったところも考えておりますし、また区としてはこれから各事業所管課に今抱えている課題といったようなところを少し上げていただきまして、その内容についてホームページなどで、公開をして、区がこういったところが課題になっていて、少しお力を借りたいといったような分野を公開させていただきながら進めていきたいというふうに考えておりますので、今、関口委員からいただいた攻めの姿勢といったようなところも忘れずに進めて行ければというふうに思っております。どうもありがとうございます。

藤井座長 ほかはいかがでしょうか。今、ご感想や今後の運営についての何かお話しただければと思いますが。

竹井委員 協働委員の竹井です。すみません、前回お休みしてしまって少し浦島太郎になっているので、とんちんかんな質問をしてしまうかもしれないのですが、ちょっと教えていただければと思うのですけれども、前回も僕は聞いたかもしれないのですけれども、この何かこれは民間に対して出すという制度に関しては、すごく民間目線でわかるなど思っているのですけれども、この一般的な、新宿区のほうで出すような公示されているような情報と、この民間制度というのがいまいまだ僕の中で何が大きく違うのかと、ちょっとまだ理解ができていないところがあるのですけれども、今さらながらなのですけれども、新宿区が一般的に出すような公示を出して、こういうことをやってほしいというところと、課題を提案してほしいというところの何かすみ分けというのはどういうふうになっている

のですか。

行政管理課長 行政管理課長でございます。基本的に区が実施する事業というものについては、ある程度区のほうで企画や立案をして予算をつけまして、ある程度事業というものを決めさせていただいた上で、それについてこういった事業を実施する方はいませんかというような形で契約を募るといったところが基本的な進め方というような形になりますが、この民間提案制度につきましては、その企画の段階からもう民間事業者さんにアイデアをいただくと。それでいただいた企画に対して事業を実施するかどうかというものを決めた上で事業を実施していくといったようなところになりますので、大きく違うところについては、その企画の段階からアイデアをいただきながら共に事業の実施に向けて進めていくといったようなところがございますので、そういったところが一番の違いになるかなというふうに考えております。

以上でございます。

竹井委員 どうもありがとうございます。非常にわかりやすかったです。つまり一般的なものは、例えばある程度新宿区のほうで企画とか立案もされて、意見聴取みたいなR F Iみたいなことをやったり、R F Pみたいなものを出して何か決めていくみたいなイメージに対して、もうこれに関してはもう最初の骨組みの段階からもう民間にいろいろ意見、知恵出しをしてもらうという理解で合っていますか。

行政管理課長 行政管理課長でございます。合っております。そのような認識で間違っておりません。

竹井委員 わかりました。どうもありがとうございました。

行政管理課長 ありがとうございます。

藤井座長 ほかはいかがですか。伊藤委員。

伊藤委員 伊藤ですけれども、ちょっとお尋ねします。職員の意識啓発のところ、16条です。これはいろいろな策といいますか、案がもうできていると思うのですけれども、一般的に言えば階層別にやるのか、横ですね。あとは縦、一つの事業部、事業課ごとにやっていくのか。そんなことを両方でやっていくとは思うのですけれども、その中で各部の抱えている現状の事業がうまくいっていないだとか、そういうことが出やすいような形での研修をぜひやってほしいのです。

前回といいますか、協働事業のときも階層別をいろいろやったのですけれども、芳しいものが出来ていないので、そこら辺を赤裸々なところから出るような形で研修を進めてい

ってほしいと思っていますのでよろしくお願いします。

行政管理課長 行政管理課長でございます。研修のやり方については、今これまでの協働で取り組んできた内容、いいところと、また課題もあるかと思っておりますので、そういったところを少し地域コミュニティ課と少し情報共有させていただきながら、どうやったら職員が意識啓発できるか、またそういった課題、民間提案制度に向けてしっかりと職員が課題意識を持って、しっかりと民間さんと一緒に解決していくのだといったような、少し意識を持てるような形で、階層別というのもいろいろあるかと思えますし、また部別とかいろいろなやり方があると思うので、そこは工夫しながら取り組んでいきたいと思えます。

どうもご意見ありがとうございます。

藤井座長 伊藤委員、よろしいでしょうか。

伊藤委員 はい。

藤井座長 ほかはいかがでしょうか。今回この知的財産についての保護に関する条項を設けられたというのは、これは他事例でもこういう傾向というか、規定を設けているところは。これは一般的な条項なのでしょう。それか、今回新宿区でこういう規定を置くという方向性を出したというのでしょうか。その点について、関心があつて伺いたい。

行政管理課長 ありがとうございます。知的財産権のこの条項につきましては、民間提案制度というようなどころで言いますと、やはりほかの自治体でもこういった条項を設けているところは多くあるなというふうに思っております。やはり提案する民間事業者にとっては、やはりそういったノウハウというものは非常に大事なところですので、やはりこういったところを守るといふ姿勢を自治体が見せない、なかなか提案がしづらいというようなどころもあるというふうに聞いておりますので、やはり多くの自治体でこういった条項を設けているといったようなどは聞いております。

また、通常の区の契約でプロポーザルなどを実施する際にも、こういった保護についてはしっかりと取り扱わせていただいておりますので、こういった条項については広く使われているところかなというふうには思っております。

以上でございます。

藤井座長 ほかはいかがでしょうか。もしないようでしたら、行政管理課長、これまで会議に出席いただいて大変丁寧なわかりやすい説明をしていただきました。これでよろしいでしょうか、皆さん。

それでは、この民間提案制度についての議事はこれで一区切りと、そのように運ばせて

いただきます。

行政管理課長 どうもありがとうございました。

藤井座長 それでは、事務局。

事務局 事務局です。協働支援会議で行政管理課からご説明させていただくのは、今年度は今日が最後ということになりますので、このまま民間提案制度は行政管理課で進めさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

藤井座長 どうも。これで行政管理課長はご退席ということですか。

事務局 はい。

藤井座長 どうもご苦労さまでした。

行政管理課長 どうもありがとうございました。退席させていただきます。失礼いたします。

(行政管理課長 退室)

藤井座長 ありがとうございました。それでは、議事の2番目、一般事業助成について議事を進めます。それでは、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

事務局 ご説明します。本日二つ目の議題、一般事業助成に入らせていただきます。

先月、9月30日に書面会議として資料をお送りしまして、皆様からご意見をいただきました。お忙しい中、非常にタイトなスケジュールにもかかわらずご提出いただきましてありがとうございました。

こちらの書面会議では、まず協働推進基金のあり方検討についての資料をお送りさせていただいています。本日も念のため再度お配りしております。その中で協働事業助成は目的や対象としてきた事業、団体といった協働事業助成制度の核となる部分。また、協働の基本原則として掲げております対等なパートナーシップ、目的の共有、公開性といった点が、民間提案制度においても生かされることが、これまでの行政管理課による民間提案制度の制度説明から確認することができましたので、今年度をもって協働事業助成制度は終了とする方向で検討いたします。

一方で、同じく協働推進基金の助成制度であります一般事業助成制度は、平成30年度、それまでNPO活動資金助成という制度と新事業立ち上げ助成という制度があり、そちらの二つの助成制度を一本化し現行制度となっております。

このまま今年度も運用をしてきていたところではございますが、この機会に、制度のメ

メンテナンスを行いたいと思っております。ここで申し上げましたメンテナンスというのは、制度を大きく改変して新制度を目指すというのではなくて、現在の一般事業助成を基本に、これまでの運用の中で見直すほうがよいのではないかというような項目をピックアップしまして、今後の方針ですとか考え方を落とし込んでいきたいと考えております。

この一般事業助成の検討スケジュールなのですが、本日を含め12月までの3回の会議で事務局案をたたき台にご協議いただきまして、2月の会議で総括した内容を募集要項に落とし込みます。3月の会議では、令和4年度のスケジュール、募集ですとか、選定にかかる評価ですとか、そういったところを皆様にご提示していくという予定でおります。

まず本日は、いただきました皆様からのご意見を取りまとめまして、そのご意見を踏まえた事務局案、またその考え方を資料にいたしましたので、そちらについてご説明させていただきます。

それでは、再配付資料の制度のメンテナンスの方向性（案）というものと資料2。字ばかりの資料で大変見づらくて恐縮なのですが、そちらを併せてご覧いただけますでしょうか。

項番1の目的のところからご説明をさせていただきます。まず、一番左側、各委員意見というところをご覧ください。こちらは大きく助成目的の明確化、特に福祉という言葉の整理のほか、一般事業助成の中での制度の区分化、制度変更の周知の強化といった点についてご意見をいただいております。

こちらにつきまして、ご意見への事務局の考えということで、同じ行の一番右側になりますが、そちらに考え方を示しております。こちらは対応させてお話をさせていただこうと思いますので、具体的な各委員意見を先に読ませていただきます。

まず項番1、団体育成の側面を盛り込むのであれば、以降の項目をこれに連動する必要がある。2番目として、福祉という言葉が高齢福祉を意味するよう見えるため、区民にもわかりやすい言葉に変更してほしい。3番目としまして、活動助成と団体育成を別の制度として運用すべき。また、その団体育成の目的の明確化が必要。例えば①団体立ち上げ時の一時的な負荷に対する助成。②コロナ禍などによる一時的な経営悪化に対する助成。③活動拡充に対する持続的な助成。④運営能力向上に資する教育研修やコンサルティングの導入に伴う一時的な費用助成等。4番目としましては、こちらはもともと事務局のほうでご提示しました「NPO等団体の事業を運営する能力を伸ばす支援を行う」という文言

についてです。「NPO等団体が経営規模の強化及び事業の拡大を志向し、バランスのとれた事業活動を継続して行えるための支援を行う」とする。

また、こちらは星印なのですけれども、団体の支援が加わったことを広く伝わるような周知の工夫をしてほしいと、こういったご意見もいただいております。

こちらにつきまして、まず1番目、以降の項目も連動していく必要があると。事務局のほうも、ご指摘のとおりだと考えておりますので、併せて検討していきたいと思っております。

2番目、4番目、助成目的の明確化というところですが、こちらはまた後ほどご紹介しますが、ご意見を踏まえて修正案を作成いたしました。

3番目としましての一般事業助成の中での制度の区分化といったところなのですけれども、こちらについてご説明させていただきたいのですが、まず区では平成15年度に実施しました補助金制度の見直しというのがございます。そちらにおいて全ての区での補助金について点検を行っておりまして、団体運営助成を廃止して、団体活動助成のみとする区の方針を整理してございます。

このため、団体に対して財政援助を直接的に行うというのではなくて、事業の実施を通じて団体には自分たちに合った事業手法や運営方法を模索していってもらいたいと考えております。こうしたことから別々の制度とはせずに、地域課題の解決と団体育成の二つの目的を同時に果たすことを目指せるような制度としていきたいと考えております。

また、周知に関してなのですけれども、現在も広報や区のホームページ、SNS等で周知を行っているのですけれども、より多くのNPOの方々に届く手段、ハッシュタグのつけ方ですとか、そういったものも含めて目をとめてもらえるように、こちらは工夫していきたいと考えております。

こうした考えのもとに事務局案としまして修正させていただきましたものが、真ん中の欄になります。もともと「協働推進基金を活用し、地域課題の解決による区民の福祉向上を目的とした社会貢献活動へ助成するとともに、NPO等団体の事業を運営する能力を伸ばす支援を行う」というふうに事務局のほうからはご提案しました。

こちらを、ご意見を踏まえまして、「協働推進基金を活用し、地域課題の解決により区民の生活をよりよくすることを目的とした社会貢献活動へ助成するとともに、NPO等団体が事業の拡大を志向し、バランスのとれた事業活動を継続して行えるための支援を行う」というふうに変更したいと思っております。

こちら、時間がどの程度かかるか分からないのですけれども、事務局のほうからこのまま続けさせていただいて、最後に皆様からのご質問を伺うような形でもよろしいでしょうか。

藤井座長 それでは結構です。どうぞお進めください。

事務局 では、引き続きご説明いたします。

項番2の対象活動です。こちらにつきましては、皆様から、従来どおりで問題はないだろうというご意見をいただいておりますので、こちらについてはこのまま現行どおりとさせていただきます。

続きまして、項番3の対象団体です。1番目としまして、地域要件の追加や地域要件の内容の整理といったところでご意見をいただきました。具体的には、団体育成を目的とする以上は一定の地域要件追加はやむを得ないが、極力柔軟な条件を望む。2番目としまして、応募直前に新宿に移ってきた団体が、区の課題を把握できない可能性があるため、事務所の登記、代表者の在任期間などの縛りを入れるべき。3番目としまして、団体育成については、その効果や妥当性の検証が定量化しにくい面があることが懸念されますので、その意味でも制度を分けて、団体育成の対象団体選定においては、より検証可能な基準を適用するなどの対応策が必要ではないか。4番目、地域要件を主たる事業所が区内または代表者が区民等から主たる事業所及び活動の場が区内または代表者が区民等にしてはどうか。と、このようなご意見を承りました。

これに対しまして、事務局のほうの考えとしましては、1番と4番を併せて考えたときに、柔軟な対応ですとか、代表者の所在地といったところを考えますと、結局は現行のままとするほうがいいのではないかとこのところ、これもまた後ほどご紹介しますが、地域要件の追加はせずに現行制度のまま、変更はしない方向でと考えております。

2番目についてなのですけれども、在任期間ですとか登記上のものについてのご意見をいただいたのですが、在任期間にも制限などを設けた場合に、期間の確認書類というものが必要になってくるかと思えます。例えば代表者の居住地ということであれば住民票、事務所の所在地であれば登記簿謄本といったようなものを書類による確認のために、ご提出いただくことになるかと思われます。

しかし、現在のところ法人格を持たない任意団体も対象団体となっております。そういった任意団体には登記簿謄本がないですとか、何らかの理由により住民票を置かずに定住している場合など想定できる場合がございますので、添付する確認書類がそろわないよう

なこともあるのではないかと思います。

一方で、団体概要書ですとか、そういった申請書に記載欄を設けて、その内容に虚偽がないことを前提とすることもできるのかもと考えたのですけれども、もし書類で確認をしないのであれば、そもそものところで要件を付す必要もないのかと、そのように考えまして、現行のままとして地域要件の追加は行わない方向としたいと考えております。

続きまして、3番目なのですけれども、こちらは項番1の目的のところでも触れさせていただきましたが、今回は制度を分けずに実施したいと考えておりますので、このまま地域要件を付さずに現行の制度というふうにさせていただきたいと思っております。

続きまして、項番4、対象経費交付額というところをごらんください。こちらのご意見でしたが、継続事業の場合の助成率の取り扱いですとか、コロナ対策経費の助成率の取り扱いといったようなところでご意見をいただいております。具体的には、1番目、大枠は変えづらいと思うが、継続事業の場合の助成率2分の1は、団体にとってかなりの負担となる。団体育成も目的に入るのに伴い、組織基盤や事業実施体制の強化につながる経費も対象とするなどの対応が必要、特に1年目はより柔軟に。また、一方で人件費やファンドレイジング費、コロナ対策費等の導入に伴い、予算書が複雑化しているので簡素化も必要。

2番目として、コロナ対策費はニューノーマルの定着を踏まえ、10分の10ではなく、3分の2としてもよいのではないかと。タイミングとしては令和4年度からが自然と考える。こういったご意見を承りました。

1番目についてなのですけれども、事務局としまして、組織基盤や事業実施体制の強化につながる経費につきましては、事業への助成という説明の中で認められる経費があれば、ぜひ検討していきたいと考えております。団体からの意見としましては、人件費をもう少し認めてほしいといったような声も中にはございました。現在、人件費は事業費の20%を上限というふうに制限をかけております。イベントではなく相談事業などを実施する場合には人件費が主な経費となりますので、現状の算出方法では、人件費の上限も低くなってしまいう傾向がございます。こうした要望もあることから、事業の終了後に精算が必要になってくるのですけれども、そちらに支障がない中で検討できるものがあればというふうに考えてございます。

また、予算書の簡略化なのですけれども、また後日、こちらは制度全体の方向性を踏まえて、ほかの申請書類と併せて事務局のほうで検討案というものを作成しまして、お示ししたいと思っております。

2番目につきまして、コロナ対策費の件です。ご指摘のとおり今後はコロナ対策について、どの時点でどのように転換していくのが適切なのかという問題はございますが、現状では同じく地域コミュニティ課、また特別出張所で実施しております地域コミュニティ事業助成というのがございます。こちらでもコロナ対策費を助成率10分の10で実施しております。区としましては、少なくとも令和4年度も引き続き積極的な感染症対策を進めていただきたいと考えておりますので、そうした思いからコロナ対策費について、令和4年度は少なくとも10分の10のままとしたいとは考えております。

続きまして、項番5、助成の制限のところになります。こちらは大きくは制度の区分化と重複受給の取り扱いということでご意見をいただきました。まず1番目、具体的なご意見ですが、活動助成と団体育成を分けて考えた場合、それぞれの目的に照らして、この両者を重複して受給する団体があっても構わないと考えるため、各制度に基づく重複受給を妨げないとする規定を設けてもよいのではないかと。2番目、団体から意見がなければ、現行どおりで問題はないのではないかと。こうしたご意見がございました。

こちらにつきまして、1番目の重複受給の件ですが、まず区の助成金の中で重複して受給できるとした制度は、現在ございません。理由としまして、助成を受給する団体に偏りが生じたりするようなことがないようにとの公平性の面ですとか、あとは事業の予算規模が受給できる助成金によって変動してしまいますので、そういった収支予算を団体が計画しづらい、そういったようなことが上げられるかと思えます。

また、東京都ですとか、国などの助成金を受け取っているような場合でも、区の助成金の金額から差し引くこととなっております。今回は、まずは助成制度の切り分けを行わない方向でと事務局としては考えておりますので、重複受給して受給できるということについても現行どおり認めないこととしたいと考えております。

次、2番目、団体からの意見というところなのですが、実施団体から上がってきた意見としましては、継続事業としての判定が厳格過ぎるという意見をいただいたことがございます。こちらの継続事業の判定というものは、基本的に事務局が行っております。こちら事業によっていろいろと違いがありますので、明確な基準をひとつ設けているというものではないのですが、基本的には事業の実施手法が変わらなくて、対象のみが拡大していくようなそういった事業というのを提案された場合には継続事業とみなしております。逆になるべく継続事業とならないような判断、場合によってはアドバイスなどをさせていただいているのが現状でございます。

こうしたことから助成の制限につきましては、現行制度のまま変更なしとさせていただきたいと思っております。

続きまして、項番6、評価方法です。こちらは大きく申請団体の法人格確認の強化というところでご意見をいただきました。具体的には、団体育成の評価選考プロセスについては、より慎重性が求められると考える。昨今では設立が容易なNPOが、国際的なマネーロンダリングに悪用されることもあり得るとの指摘も踏まえ、こちらの指摘はFATF、金融活動作業部会による対日審査結果・勧告等に基づくということなのですけれども、そういったものを踏まえ二次評価においては別途R&W（表明保証）条項を設けるなど、団体の法人格に対する評価を加重すべき。活動助成については、現行の評価方法でよいのではないかと。こういったご意見をいただきました。

こちらについてなのですけれども、こちらは事務局としましては、対象となる団体は法人格を持たない任意団体も含まれます。法人格を有する団体のみ選定にかかる評価資料ですとか、評価項目を追加するということになってくるかと思われるのですけれども、任意団体と同じ基準での評価がしづらくなっていくのではないかと考えます。これまでも継続で申請のあった事業は、実績に関する評価項目が追加されるという形で評価項目が追加されるパターンというのはあるのですけれども、この場合は減点方式をとらせていただいています。こうした一つの制度で運用する場合に、基本的にはどの事業も同じ評価基準であることが望ましいかと思われまますので、法人格についての評価の追加というものは、今回見送りたいと思っております。

続きまして、項番7、助成事業の公開です。こちらはウィズコロナを前提とした公開方法というところで、具体的にはコロナ禍でのオンライン普及に伴い、公開プレゼンや成果報告会などはオンライン開催とすることも一案、またほかの講演・研修・イベント等と同時開催するなどして、区民やほかのNPO等の参加を促す仕組みも必要ではないかといったご意見をいただきました。

こちらですが、来年度以降のオンライン会議につきましては、区のほうの環境がさらに整備されるのか、公開性の担保といったところが、全庁的に調整が図られるのかといったような点が、今の時点でまだ不明な状態でございます。こうした状況といいますか、どのようになっていくのかというところを注視しながら、ご指摘いただきましたように区民ですとか、ほかのNPOの参加を促す仕組みも併せて、何か実施可能な手法がないかというのは研究、検討していきたいと考えております。

最後に項番8、その他ということで、今までの1番から7番は、もともと9月30日にお送りした中で事務局のほうからご提示させていただきました案についてのご意見になるのですけれども、それ以外というところでもご意見を承りましたので、記載させていただいています。

二つございまして、一つは申請書類の改善、もう一つが個人からの事業提案への対応というところ です。

まず、申請書類の改善なのですけれども、具体的には申請事業の1番目、最終目標、ゴール、2番目、目的、なぜその事業を行いたいのか。そういったことが簡潔に記載できるような工夫が必要と考える。理由は、採択条件としても団体にとっても重要なことであるにもかかわらず、現行のフォーマットでは文章を読み込まないとわかりづらいためというふうなご意見をいただいています。

もう一つが、個人からの事業提案の関係なのですが、提案者の要件として個人は含まないというところがあるが、民間提案制度の目的・対象事業に合致し、かつ区民サービスの向上や効果的・効率的な行政サービスの提供等につながる事業案が個人レベルでなされた場合、提案を生かせる方策が必要なのではないか。民間提案制度の趣旨を尊重すれば、事業課への紹介、事業提案分野で実施可能なNPO等への紹介や新宿NPO協働推進センターへ引き継ぐなど、そういったご意見をいただきました。

まず、申請書類のほうなのですけれども、こちらは先ほども触れさせていただいていますが、後日また制度の内容を踏まえた申請書類のレイアウト等をご提示する予定でおります。ご意見を踏まえましてレイアウトの検討をさせていただいて、そういったものを踏まえた形でご提示できればと考えております。

個人からの事業提案なのですけれども、こちらは協働担当のほうとしてなのですけれども、現在でも、個人の方からのご相談ですとかそういったものは窓口や電話などでも受け付けております。助成金への応募となりますと、現実的なところで事業を実施できる体制が整えられるのかといった点で、団体であることを要件とさせていただいておりますが、相談内容に応じまして新宿NPO協働推進センターへつないだり、区が把握しているNPO等の団体を紹介するなど、ご相談の方のご意向を踏まえた対応というのは行っているところでございます。

具体的にこれまでにあった個人の方からのご相談で言いますと、例えば高齢者のために何かしたいですとか、だれかの役に立ちたいといったようなちょっとまだ抽象的なところ

が多い印象がございます。こういった相談のほかにも事業提案という具体的なことがありましたら、今後も引き続き協働担当として、必要に応じた対応をしてみたいと考えております。

随分かけ足でご説明させていただきましたが、こちらの資料のご説明は以上となります。ご質問などがございましたらお願いいたします。

藤井座長 どうも事務局のほうから先にお話がありましたが、民間提案制度の実施に伴いまして、今回協働助成制度が終了する方向であると、そしてこの一般事業助成に今後どのように進めていくかということについてのこの際、皆様から先月30日に書面会議を通して、皆様から各ご意見をかなりいろんな項目について多岐にわたるご意見をいただいたところですよ。

それを踏まえて今後の事業助成の運営について、事務局からそれに対する当面の対応方針について、今、事務局から説明がありました。項番1、目的。そして、続いて対象活動、対象団体、対象経費、助成制限、評価方法、事業助成の公開、その他の8つの項目についての説明ですが、皆様から先にご意見をお寄せいただいた。それに対する事務局の対応方針を示されたわけですが、さらにそのあたりの議論を深めていただければと思います。

それでは、限られた時間なのですが、ご意見、ご質問、お願いしたいと思います。ご意見、ご発声の前には挙手、そしてお名前を言ってください。それでは、どうぞ。

自由意見ですので、どうぞ皆さん、本当に忌憚のないご意見、ご質問をお願いしたいと思います。竹井委員、どうぞ。

それぞれの皆様からお寄せいただいたご意見、ご質問についての事務局からの当面の回答というか、方針について示されたのでその点、もう一度確認したいということでも結構かと思えます。

竹井委員 それでは、区民委員の竹井です。私のほうから2点挙げさせていただいて、その内容についてお話しさせていただきますが、結論から言うと、まずこの修正していただいた内容で私のほうは問題ないと思っています。

1点目が、資料のほうの項番1にあります福祉という言葉が、区民目線だとちょっとわからなかったもので、そこを書き足していただけないでしょうかというご依頼をさせていただきまして、修正された内容を見て、これは非常にわかりやすいというふうに思っております。

あと2点目、その下のほうの項目ですかね。これは何か在住期間とか、そういうところ

に関して記載してはいかがでしょうかという話に関しましても、先ほどの説明でおおむね合意です。文章で書かなくても、そこはちゃんと制御できるという形に受け止められたので、私は問題ないと思っています。

私が指摘させていただいた部分に関しては以上で、問題ないかなと思っています。

以上です。

藤井座長 どうも。いかがでしょうか。皆さん、ご自身のご意見、ご質問に対する対応も結構ですし、今説明の中で再度その点について聞きたいというご意見があれば、どうぞ本当に積極的にお願いします。

松井委員、お願いします。

松井委員 松井でございます。全体的にすごくわかりやすくなっていてありがとうございます。二つあります。まず一つ目は目的のところなのですが、事務局案でよりわかりやすくなっているなということを感じました。

2点目ですけれども、こちらは質問です。公開についてなのですからけれども、助成事業の公開、7番。こちらはオンラインに関しては未定ということなのですからけれども、おおむねいつごろにはっきりするかということだけ教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局 事務局です。今のご質問はいつごろになりますかというところなのですが、現時点で実はそういったスケジュールが分かっているような状況も実はあまりなくて。というのが、現在緊急事態宣言やリバウンド防止措置というのもあけた中で、区のほうでいろいろ行っております会議などもだんだん対面に戻りつつあるようなところがございます。

一方で、支援会議のほうはオンライン開催を皆様のご理解、ご協力のもと続けさせていただいたりもしているところなのですが、基本は対面方式に戻るということであれば、オンライン開催がイレギュラーなやり方ということにもなってまいりまして、そうなりますと、全庁的な取り組みというのが早急にとられない可能性もございます。その時期がわかればまたご案内しながら、またその時期に合わせてどういったことで事務局のほうとして方向性を考えていますということをご案内したいと思うのですが、申し訳ございませんが、そちらに関して現時点では未定ということでございます。

藤井座長 松井委員、どうぞ。

松井委員 松井でございます。ありがとうございます。私も本来であれば対面のほうが

いいと思っているのですけれども、一応区の方向性として、今後はどのように検討されているのかというのがお聞きしたかったので質問しました。また、わかり次第お知らせください。ありがとうございます。

藤井座長 ほかにいかがでしょうか。山田委員。

山田委員 山田です。今の事務局からの説明に若干補足してというようなところで、対面とオンラインのあたりのところなのですけれども、先ほど区長を交えた別の会議をやっています、なかなかやっぱりコロナの関係というようなことを捉えたときに、コロナが今すぐなくなるのかというと、そういうことは恐らくないのだと思うのです。

今、町会、自治会ですとかいろんなコミュニティ関係の組織なんかも、コロナの関係で断絶をしまっているというようなところがあって、特に町会長さん、自治会長さんなんかですとお年を召した方なんかも多いものですから、こういうオンラインの会議ですとか、タブレットなんかを使ってというようなところも苦手なところもあるのだけれども、何とかそういうところも含めて一歩踏み込んで進めていけないのかというようなところ。

その辺のところは区としての問題意識もありますので、例えばこうした支援会議の持ち方ですとか、助成金の評価のいろんな仕組みの中にオンラインを前提としてということはどういう形で組み込んでやっていけるのか。そこが今年、この会議もこれだけのことができていますので、今年できたところというところを基本にしながら、むしろ対面のほうがこういうところがメリットがあるというところがあるのであれば、対面に戻しつつというところもあるのですけれども、これのできるのだったらある程度このことを基本に置きながらというところが、委員の皆さまのご意見も聞きながらというところはあるのですけれども、そうしたところも大事にしながらやっていくこと、そういう方向になってくるのかなというふうに区の部長としては考えています。

それから2点目、引き続き発言してよろしいでしょうか。実は目的のところなのですけれども、先ほど竹井委員がおっしゃったように区民福祉という言葉。これは行政の用語でもいろんなところでも使っていますし、例えば地方自治法みたいなところまで行ったときに住民福祉の向上という言い方が出て来ます。

ただ、なかなかそういうところはわかりづらい言葉ですので、それを区民の生活をよりよくすることを目的としてというような、私もこういう書き方のほうがいいのかないかなというふうに感じています。

ただ、1点、これはむしろ事務局と事前に調整をしておくべきところだったのかもしれ

ないのですけれども、目的と手段、あるいは日本語のかかりとして、ご意見を踏まえた事務局案ということが、こういう書きっぷりでいいのか、どうなのかなというところは、若干私はもう少し整理が必要かなというふうに思っています。

今日欠席をされている平野委員が以前おっしゃっていたところなのですけれども、区中ではいろんな目的別の基金を設けていまして、例えば子どもは子ども、障害者は障害者、高齢者は高齢者ということで。実はこのNPOが協働の基金については、今言った高齢者ですとか、障害者なんかの基金の助成金に比べていろいろ出していただく書類のハードルも高いですし、その選考に係る評価の中で委員の皆さまからいただいているいろんなご意見のところも水準が高いです。

高いというのは、やっぱりやり取りを通して、その中でNPOの皆さんのところで自立した事業展開が助成金を受けた後のところでも引き続き持続的な活動をしていってもらえるようにですとか、NPOのいろんな基盤がきちんと確立をしていくようにというところがあるので、厳しいご意見も含めて評価の過程の中でいただいているという。そこが結果として団体の育成につながっていているのかなというのが、私自身のとらえ方です。

発言が長くなってしまっているのですがすけれども、その目的のA&Bということで、要は区民福祉の向上なり区民の生活をよりよくすることを目的とするとともに、団体の育成をということでAとBを、二つを同時になえるためにというところはあるのですがすけれども、Aの活動を通してBを実現していくというところが、むしろ目的規定の中での書きっぷりかなというふうに感じているところがありまして、今そういう中で具体的に文言の整理まではできないのですがすけれども、恐らくNPOによる地域課題の解決のための事業について、助成をすることによって区民の生活を向上させるとともに、その助成金の仕組みを通してNPOの団体が事業の拡大を志向したり、バランスのとれた活動を持続的に行える。そういうことを目的なり趣旨とした助成金なのです。多分、そういうかかりなのかなと思っています。

この辺のところは、また委員の皆さまのご意見もいただきながら、あと1回、2回のところで、全体の制度をもう1回整理ができるという事務局の説明もありましたので、事前にもうちょっと調整しておくべきだったかもしれないのですがすけれども、今日はひとつ発言をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

藤井座長 山田委員、どうも。区の幹部職員としてのお立場から率直に、本当にまだ祖

型状態の、ING状態のことについて率直なご感想、ご意見をいただいて、まだこれからお話もありましたが何回かの会議を通してまとめていくという出発点ですので、これから皆さんのご意見を伺いながらまとめていくということで、大変ひとつ問題提起として承らせていただけたと思います。

このことに関連して皆さん、どうぞご意見。目的規定というのは大変重要なところだと思います。いかがでしょうか。こっちから投げるのもあれですけども、関口委員、何かご意見はございますでしょうか。

関口委員 ありがとうございます。関口です。私もその部分は意見を書かせていただいたので、全体的に育成要素が入るのは非常にいいことだと思いますし、何かいろんな会議で同じことを言っているの、ここで言ったかもう忘れてしまったのですけれども、結局これからの自治体経営と言ったらいいのか、区と言ったときに区役所がイコールでは当然なくて、新宿区総体としてのそこには民間の企業もいるし、NPOもいるし、地縁団体さんもいらっしゃるしみたいな。大学とか教育機関とかいろいろという話だとは思いますが、総体的にやっぱり新宿区の生活というか、それこそ地域区民の福祉向上ということを考えたら、これはもうどこでも言われていることですが、やっぱりいいNPOとかそういう団体がいるというのは、多分プラスになることはほぼ間違いないと思うのです。

ただ、一朝一夕でその団体が育ってくるのかと言われますと、それは、基本的にNPOは資本を持たないものですから、企業と違って投資家から何億円調達してどうのこうのというわけにはいかないわけです。基本的にはやっぱり人的資本。それを資本と言ってしまうえば人的資本が全てと言っても過言ではないわけで、その人を育てるにはやっぱりそれ相応の時間がかかるということを考えますと、ある程度腰を据えてコツコツ育てていると、それはやっぱりある程度投資が必要。そこで言うある意味投資が必要で、欲しいときだけ、困ったときだけ助けてと言ったところで、それはいやいや、そんなことを言われてもすぐ大きくなれないとか、だったら普段から助けてというのが、団体側からもそれはお互いさまということがあると思いますので、ある程度は区としてもそういう団体さんを応援しますと。

そういう団体さんが多くいることが、結果として区民の満足度とか幸福度の向上にもつながるのですというようなことで、最近私、政府の孤独・孤立対策とかに直接関わっていないのですけれども、それこそ新宿区のNPOである認定NPO法人もやいの理事長の大

西さんが、内閣官房の政策参与として入られていてもう大活躍なわけです。

それを考えるとやっぱりそういうもやいのようなNPOが新宿区内にあることが、区の方とたまにはぶつかることもあるかもしれないですけども、結果としてやっぱり新宿区、あるいは東京都。ひいては日本全体の非常に孤独・孤立対策を今リードする立場の人が新宿区のNPOから生まれているわけなので、そういうことを考えると、やっぱりもやいだって最初は小さなNPOから生まれているわけです。

それこそおもちゃ美術館さんだってもうすごいです、今。四国や沖縄とか、おもちゃ美術館、四谷から始まってどんだん全国展開されていますし、そういったことを踏まえると、やっぱり新宿区がそういうある意味NPOのシリコンバレーみたいな感じで、そこまでは行かないにしてもそういう日本を代表するようなNPOを応援していこうと。

ただ、それはやっぱり最初の一步は小さな一步だって、団体育成で、だから私も書かせていただきましたけれども、例えば先ほど出て来た人件費ももうちょっと認めてあげるとか、少しやっぱり対象経費等には工夫していただいて、一緒に育っていきましょう、頑張っていましょうという姿勢を示していただけるならすごく勇気づけられるんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

藤井座長 ありがとうございます。松井委員、どうぞ。

松井委員 松井でございます。何か関口さんの熱弁を聞いていたら言いたいことを忘れそうになってしまいましたけれども、ありがとうございます。

山田委員がおっしゃっていることはすごくよくわかりました。その内容を折り込んだほうがもちろんいいと思っているのですが、区民の私としましては区役所の書く書きぶりというのがえらく長くてわかりづらいということがいつも感じているところです。言いたいことを端的にわかりやすく書いてもらえるというのが一番の希望です。長くなりそうなところを何とかコンパクトにおさめていただけますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

藤井座長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょう、まだご発声がないのですが、これからこの議論、何回か重ねていくということですので、その出発点で何かご質問やご意見がございましたらどうぞ積極的にお伺いさせていただければと思います。

いかがでしょうか。則竹委員、いかがですか、ご感想でも結構です。

則竹委員 則竹でございます。やっぱり皆さん、目的のところまで今議論されているので

すけれども、ちょっと私の理解が物足りないのかもしれませんが、そもそも今回の見直しというので協働事業助成が民間提案制度のほうに移行するので、一般事業助成のほうをメンテナンスしますという流れの説明が、前回の書面会議のところで出されたのですが、その流れが私もあまり理解できていなくて、なぜ今回一般事業助成のほうをメンテナンスしなければいけないのか。今のままではなぜいけないのかというところが、ちょっとわからない点の第1点です。

目的に団体育成を加えるというのも悪いことではないと思うのですが、今の活動助成だけではなぜいけないのか。その辺の議論というのが、どこか今全体の流れの中で抜け落ちているような気がして、しかも前回書面会議で行われたので、その辺の質問とか議論とかもできなかったのも、何か事務局案が言い方は悪いですが、ちょっと一方的にこんな方向で考えていますという、そういうのを前提に出て来ていたので、何かそれに引きずられている感じはありますけれども、私は余り団体育成というものの具体的なイメージがわからないものですから、今の活動のままでなぜいけないのかということをも一つ質問させていただきたいのと、仮に団体育成をするとすると今回幾つか質問をさせていただいていたのですが、やっぱり団体はいろんなことをやっていますから、性悪説に立つと悪いこともできるということで、活動助成であればその活動にかなり目的とか範囲を限定できるので、団体に対して何か支援を行うということになると、それは法人格を持っていようと、持っていないとなので、仮に何か反社勢力排除条項をちょっと踏み外したような団体が仮にあったとしたときに、それに対して新宿区が助成をしていたというようなことになったときに、ちょっとコンプライアンス上まずいことも生じるだろうなというような性悪説に立った懸念で幾つか質問させていただいた次第なのですが、そのあたりが今回、団体育成というものをあえて加えるということにどういう意図があるのかということをもう一度ここで確認させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

藤井座長 ぜひ改めてですが、そのあたりを新しい方向性がある意味出されていますのでわかりやすく説明いただく。先ほど関口委員からもそのあたり、とても大切だというお話は承ったというふうには思いますが、改めて事務局のほうから聞かせていただければと思います。

事務局 まずなぜメンテナンスするかということなのでは、もともとこの経

緯としては皆様に改めてお話ししたことがないかと思うのですが、助成制度自体、この協働支援会議の今までのやり方として、ある程度のところで定期的に見直しといいますか、メンテナンスをかけてきているところがございます。

理由としましては、やはりいろいろな社会情勢ですとか、そういったものが刻一刻と変わっていく。また、特定非営利活動促進法が施行されて20年以上が経ちますけれども、それなりに急流的ないろいろな社会情勢をいろいろと踏まえた形で、いろいろな様々な変わり方をしていく、あるいは、急成長したりとかするような今までもございますので、そうした状況となるべく乖離していかない。制度だけが置いてきぼりにならないようになるべく定期的にメンテナンスをすることで、皆様のニーズに合ったものを提供といいますか、制度として成り立たせたいというところの思いからやってはございます。

そうした中で今回、今日はお持ちしていないのですが、以前に総括という形で協働推進事業そのものを総括させていただいたときにも、一般事業助成のところのこれまでの成果ですとか、そういったものを書いた中で、今やはり団体の分野の偏りと言ったほうがいいのでしょうか。今NPO団体のいろんな実際にやる事業の種類というか、例えば子どもの育成ですとか、多文化のところですかといったところで分類があるかと思うのですが、そうしたものは随分偏ってしまったり、あとは団体そのものがやはり申請とプレゼンが上手なところが通りやすかったりもするものですから、そういったものがあつたりというところでは。その少しすそ野を広げていきたいというところがございます。

そういった中で今回ちょうど協働事業助成が民間提案制度に引き継がれるというタイミングでメンテナンスをさせていただこうと考えて今のような運びになってございます。

今、則竹委員のご質問だと、あえてメンテナンスをする理由というのは、今のでお答えになっていますでしょうか。

則竹委員 メンテナンス自体は、それはいいと思うのですが、今のままで何がどう問題があるのかということをお聞かせいただきたいのと、だからその目的を増やさなければいけないという必然性です。だから、毎回やっていますということは、それはいいのですが、この団体育成というのをなぜ今回持って来たのかというところがまずひとつ背景を知りたい。

事務局 もともと協働推進基金の助成金の二つの制度というのが、一般事業助成は資料でもお示したように、もともと団体のスタートアップのところをなるべく助けるといいますか、そういったものを想定しました。そこからステップアップする形で協働事業助成、

もう少し区と一緒にやれるだけの体力と運営能力を身につけた団体には、そちらにステップアップしていただくと、そういった形でやっておりました。

今回その部分のステップアップの先が今回なくなるというところですよ。あと、新宿区内に主たる事務所を置いているNPO団体が、他の自治体と比べて多いのですけれども、そちらがやはり交通の利便性だとかそういったところもあるのか、規模が大きな団体が結構多いのです。

一般事業助成というのは金額的なところで規模が大きな団体からすると、あまり活用することがしづらなような助成制度になっているというところと、あと今回もともと地域振興部のほうでは地縁の方々、NPO、ボランティア、そういった皆さんの共助とか多様な主体、いろんな方々がまちづくりをみんなで一緒にやっていきたいと思いますというもともとの計画がございますので、できましたらそういった団体をどんどん増やしていきたい。そういったところから育成という言葉に変えさせていただいて、今回そういった方向性でのメンテナンスをご提示しているところです。

則竹委員 則竹でございます。ですから、その協働助成のところ、もともとそういった団体育成的なものを含んでいたのが、今回民間提案のほうに移行したので、そこで抜け落ちたものを一般事業助成のほうに引き継ぎますというこの流れが、前回のといいますか、書面の会議では読み取れなかったものですから、全然その辺がつながりがわからなくて。

だから、前回なぜ書面会議にしたのかな。前回ちゃんと説明してくれれば、こういった形で開催していただければ質問なりして、そこらあたりのもう疑問がかなり解決していたのではないかなと思うのですけれども、書面だけだとすみません、質問すればよかったのですけれども、読み取れなかったもので、なぜこうなったのかなというのがわからなかったということでしたので質問させていただいたのがまず1点目だったので、それはありがとうございました。今のご説明で結構です。

やっぱり団体に対する支援というのは、だからそういったもう今既存で、新宿区で活躍されているところをもっとバリエーションをというようなお考えであれば、反社勢力とかいうことを余り考えなくてもいいのかなとは思いますが、現状も多分反社勢力排除条項みたいなものはきちんとやっている。要綱の中に盛り込まれているのは拝見していますのでいいのですけれども、何か活動ではなくて団体に対する助成といいますか、育成で助成していくとなったときに、特別な何か措置というのが余り必要なのではないかなということ

で何項目か今回質問させていただいたということでしたので、大体今のご説明で私としては納得いたしましたのでありがとうございました。

以上でございます。

事務局 ご説明が不足しておりますして申し訳ございませんでした。

藤井座長 よろしいですか。また先ほど山田委員や関口委員、そして松井委員からもお話がありましたけれども、この今までの規定では目的規定の中で住民福祉という。福祉というワードが地方自治ではよく使われている言葉なのですが、文言なのですが、その内容について本当に改めて共通認識を踏まえて、今後のこの一般事業助成の制度について改めて再定義というか、リディフィニションというか、それを共通する認識を持ちたいという。その点でわかりやすい言葉で、それとプラスアルファ今回この一般事業助成の制度が目指しているNPOの地域課題解決。その継続的な活動を支援することで、住民の生活をよくしていくという意味での福祉向上につなげていく、そういう制度に改めてつくっていくと。

ただ、これを長い話をわかりやすく短く伝えるということが、これが大切だろうと思います。その点、また今、則竹委員が改めてそもそもというところに立った視点をと確認をさせていただいたと思いますが、ほかに。

関口委員、どうぞ。

関口委員 確かにわかりづらくなってしまっているのかなとは思いますが、やっぱり結局は事業助成であることは変わらないと思うのです。いわゆる組織助成とか団体の運営助成というものではなくて、その管理費とかに充てるものではなくて、あくまで事業をやってくださいというところで、私も先ほど山田委員が言った案に賛成なのですけれども、だからその助成を通じて団体の育成にも資することを狙っているということだと思うのです。

別に団体の管理費とか運営費に回していいというわけではないというのが、それはそのとおりだと思いますので、逆に言えばそういう助成金も日本だと数は少ないのですけれども幾つかあって、セブンイレブン記念財団さんとか、損保福祉財団さんとか、パナソニックさんとか、そういう財団さんはもう事業助成ではなくて、いわゆる組織助成という形で出してくれているところもあるのです。

それと比較していただければわかるのですけれども、今回のこの新宿区のは、あくまで事業助成ですので、事業助成に育成視点を今回入れるということで、何か私、この前別件でお会いしてわかりやすかったのですけれども、その成長が。前々回かな、新宿区の10

代・20代の妊娠SOS新宿一キッズ&ファミリーをやっていたら佐藤さんの団体さんがあったと思うのですけれども、あそこはたしか平成30年度の一般事業助成で採択されて単年度で終わってしまったのかな。1回だけだったかもしれないのですけれども、あの後すごく新宿区の今回のこの一般助成に相当する助成金を皮切りに、日本財団さんとかほかの財団さんからもたくさん支援がいただけて、寄附も集まっていて、それですごくまさに成長している、団体育成されているということで、今度テレビでも既にもうだいぶ取り上げられていますけれども、やっぱり歌舞伎町を抱えている新宿区において、ああいった地元のしかも住民の方、区民の方が立ち上がって何とか支援しようという団体があることは、先ほど言ったつまりある意味資産というか、資本ということになってくると思うのですけれども、佐藤さんの団体をやったり応援というか、勇気づけられたのはやっぱりこの新宿区さんの一般助成の採択が大きいと思いますので、だからもちろん当たり外れがあるというか、全ての団体があの団体さんのように大きく羽ばたいていくわけではないのですけれども、ただ一方でそういった団体が生まれているのも事実でして、この制度から。

そこはある意味自信を持って事業助成ではあるのだけれども、育成要素も今回入れようということと、あとは則竹委員の意見であった反社関係という話なのですけれども、これもNPO法人全体に対してもよく言われることなのですが、間違いなくこれだけ苦労して50万円しかもらえない助成金を悪用しようという気はなかなか、もっと楽に稼げる危ない仕事がいっぱいありますので。もちろん反社チェックという意味では、NPO法人の場合に設立時とかに警視庁の反社データベースの照会がかかっていますので、そういう意味では私もそうなのですけれども、まさに。一応反社でないというお墨つきをいただいているからNPO法人の役員をやらせていただいているのですけれども、固く運用してしまうと、そうすると任意団体が排除されるという先ほど出た問題も出て来てしまいますので、そこは多少ゼロにはできないかもしれないのですけれども、わざわざこの新宿区の助成金にそういう筋の人たちが申請してくるかなというのは、多少は、ちょっとリスクベースは下げてもいいのかなという気がいたしました。

以上です。

藤井座長 どうも。ほかはいかがでしょうか。伊藤委員、何かご意見。

どうぞ、伊藤委員。

伊藤委員 この一般事業助成の目的を二つに、区民の福祉向上とNPO等の育成という二つじゃないんじゃないかなという気がするの。NPOさんがこの一般事業助成に参加さ

れているいろいろなことを、持っている専門性だとか独自のノウハウだとかを発揮してこの事業をやっていくわけです。

それを通じてNPOさんは成長していく。育成ではないのです、多分。その活動を通してその体質強化が図れたり、NPOさんが成長していくということだと思う。これ、何か二つあって、私もこの意見を求められたときに、NPO等の育成とあるなら育成ということを中心にしたものがないといけないようなことを書いたのです。別枠にするのだとかと前もあったけれども。そんなふうにしたので、今日、山田委員も言うようにこれ、並列的なものではないような気がしてきたの、皆さんの意見も聞いて。育成とすると、幼稚と言ったらおかしいけれども、そういう人がこの一般事業助成に関わってはこれられないと思うのだ。ある程度成熟したNPOさんが来て、それでこの一般事業助成を受けて、福祉にやっていく中でその体質も強化されるし、ノウハウももっと得ていくし。そんなふうに感じてきたのです。

そうすると、この書き方ではないんじゃないか。二つの制度に基づくものではないんじゃないか、目的が。二つの目的をやる制度ではないような気がしてきた。片方は従で、主と従の従ではないかなという、成長や何かはと思います。何かやっていてロジックがおかしくなるような気もするのだけれども、何か堂々めぐりにならないためにはイメージというか、考えるのがいいような気がしたのです。

以上です。

藤井座長 どうもありがとうございます。この点、本当に先ほど山田委員が話を、意見を述べられたのと重なるところがあるので、ただここでそれに対する答えを出すというのはなかなか困難。ここは本当によくもんでというか、次、また議論のときに議論のたたき台を、事務局には大変宿題ですが、よろしくお願ひしたいと思います。

そうなのです。それと、これは僕が余り言うにあれなのですが、行政用語として育成という言葉はよく使われるのです、特に民に対して。この育成ではない何か違うワードと一緒にやっていくというのが今の協働の基本ですから。何かいい言葉を新宿発で使われたらいいなと僕は思います、今回。

大野委員、何かございますでしょうか。

大野委員 皆様方からいろいろご意見を伺って大変勉強になりました。と同時に私も長年区のほうにいましたので、ずっとこういうふうに来ていたのかなという思いがあります。

今現在、区から離れて社会福祉法人である社会福祉協議会というところに今入ってようやく1年半、2年目ということなのですけれども、やはり社協がやっていかなければいけない地域における様々な福祉です。地域福祉の向上といいましても、そのまず高齢者もありますし、それから児童福祉もあるし、障害をお持ちの方の障害福祉もありますし、それから経済的に困窮されている方々の支援等々様々な福祉全てにかかわっている状況なのです。

当然わずか70名ぐらいの職員では到底対応し切れないということで、やはり地域の資源という言葉を使うと大変失礼なのですが、地域の中にいらっしゃる方ですごくいろんなことをわかっていらっしゃる方がいらっしゃるのです。我々社協がいろいろ教わらなければいけない人たちがたくさんいる。団体もいるということで、もちろん関係機関も含めてなのですが、そういう方々と手を携えながらこの新宿区の発展に努めていけたらということなのですが、そこで初めて立場上そういった方々をつなぎ合わせる役割を、橋渡しの役割をさせていただいたりだとか、一緒に集まって一緒に協議をして何か結論を、じゃあ、みんなでこれをやっていこうというふうな考え方になる。

そういうような仕事の進め方をせざるを得ないということと、それが自然だなという感じで今やっているところなのですが、区の場合はやっぱり行政ですので税金を集めて、その税金を使っての活動ということになるということと、それから先ほど松井委員がおっしゃられたできるだけ端的に短くわかりやすくという、厳しいことを言われたなど今も思っているのですが、漏れがないように正確に、誤解を招かないようにというのが行政の書き方だろうと思うのです。そうなるとうとうああいうふうになくなってしまふということなのかなというふうに今、思いながら聞いていました。

それから、この提案制度に関しての目的というのは、一番はやはり区民福祉の向上。まさに地域に住まわれている皆様方、区民の方々が幸せになるためにこういった制度を設けたと。当然行政である区だけの考え方だと偏りがあつたりだとか、漏れがあるという等々も含めて民間の素晴らしいアイデア、すぐれたアイデア、ああ、そういう発想があつたかということを取り入れるのが目的ということで、目的はあくまでも住んでいる方たちの幸せが一番だと思うのです。

ただ、税金をあくまでも使っていますので、それに参加される団体さんの支援にもつながればということで、先ほど座長もおっしゃられていましたけれども、育成という言葉がどうしても出て来てしまつたりするのでしょうかけれども、あえて言うならばこういったN

PO団体さんの活動の展開、発展、またはそういう活動への支援というような言葉がやわらかくなるのかなという気はするのですが、これは事務局のほうにお考え願えればと思います。勝手なことを言ってしまってすみません。

申し訳ないのですが、その他1点、ちょっと疑問として、次元が違ってしまって恐縮なのですが、考え違いをしていたら教えていただけたらと思うのですが、項目の7番の助成事業の公開というのがあります。これ、いろいろどこのNPO団体さんのアイデア、提案がいいのかと選ぶときに、公開プレゼンというのをやるわけなのですが、そのときにいろんな話をされて、ああ、ここの団体さんがいいと決めることになるのですが、先ほど行政管理課長がいらっしゃったときに、要綱の中で知的財産権の侵害防止等という項目が15条に出ていて、いわゆるNPO団体もしかりなのですが、自分が持っているアイデア、一生懸命築き上げてきたものをプレゼンで公開してしまって、みんなに出てしまってという話との関係がどうなのかなと。

なるべく公正・公平に手続が行われるのを見せるために公開するという原理と、そういった事業者が持っているアイデアをどう保護するのかという葛藤というのか、その辺のバランスはどういうふうにとっていくのかな。それとも、そういう話とは違うという話なのか。そこら辺が気になっていたのです。今さらながらそういうことを聞くのもおかしいかなと思うのですが、お教え願えればと思います。

以上です。

藤井座長 では、事務局のほうでよろしいですか。

事務局 現状、今までの協働推進基金の中では、知的財産権に関しての侵害、そういったものの防止というところをメインに検討したことが、これまで正直ないのです。かといって、それが全て漏れていいものでもないとは思いますが、例えばホームページに最終的に公開するものにしても、採択した事業の団体の分しか収支書ですとか、そういった申請書類は公開しないですとか、そうした運用のところ、知的財産権についての侵害防止を図っているというところになります。

新しい制度としては、民間提案制度のように取り入れて何か講じるという策をきちんと設けていたほうが皆さん、よろしいですか。

藤井座長 それは事務局からの問いかけですか。山田委員、お願いします。

山田委員 現状は事務局側が申し上げたとおりで、募集要項に公開プレゼンがありますということを前提にしてエントリーしていただいていますので、そこはむしろ団体の中でこ

の範囲だったら事前に公開をしてもいいのかなということを折り込んだ上でエントリーしてもらっているというのが実情なり運用だというふうに思っています。

私からもご指名でお聞きしたいのが、関口委員に教えていただければと思うのですが、先ほど日本財団さんとかセブンイレブンさんとか幾つかいろんな団体で助成金の仕組みはあるということのご発言の中にもあったかと思うのですが、NPOに対する助成金。各助成の主体がやっているそれぞれの仕組みの中でその辺、どういうふうに交通整理されているのか。もしわかれば教えていただければということをお願いしたいのですが。いきなり無茶ぶりですみません。

藤井座長 関口委員、よろしいですか。

関口委員 知的財産の扱いということですね。ありがとうございます。

ざっくりばらんに言うと、知的財産権が紛争になるほど知的財産がこれまで余りなかったというのが、少なくともNPO法人に関しては、これまでの20年余りの歴史の中でそこまで独自のノウハウとか特許だとか。著作権はちょっとあれですけども、そこまで厳格にやっていなくて、例えばうちの例で言っているのは、たくさんパクられたり、模倣されたりしていますけれども、それは別に一々訴えたり、訴えられたりということはほぼなかったというのが現状だったと思います。

なぜならばということなのですが、それはそもそもNPOのミッションが社会課題とか理想とする社会の実現であり、おおむねそれは自団体だけでは実現が困難なので、むしろパクってくださいという、まねてくださいというTPPとって徹底的にパクるみたいな用語があるぐらい、この業界には。むしろ模倣していただいて結構と。ただ、ちゃんとまねてやってね、のれん分けじゃないですけども、飲食店とかで言うところの。それはむしろ歓迎しているというような文化があるわけなのです。

なので、そこまで知的財産云々というのは、やはりこれはちょっと営利企業さんが究極的には利益の追求のためには各種権利を保護して、それで収益を上げなければいけない、権利収入を獲得しなければいけないというところとはやっぱり違って、むしろ喜んで公開します。まねてください、あとは視察でも何でもウェルカムですという組織文化といいますか、業界の風土というのがあったと思います。

ただ、一方で少しずつNPOの中にもすごく独自のノウハウですとか、あるいは商標権をとっているところは結構増えてきて、団体名の登録商標とか、あとは著作権です。著作権はやっぱり勝手にコピーを配られてしまったりするとあれなので、著作権にさすがに全

部コピーというのは、それは当然著作権法の違反があるしみたいな話は出始めていますけれども、助成の場合もおおむね成果物としての例えばパンフレットだとか、その報告書です。アンケート調査をしたもの、報告書とかは通常の場合、助成元に報告書として出さなければいけなくて、それでその帰属がどっちにあるかは場合によりけりなのですけれども、いずれにせよ今回のこの新宿区の例で言うと、私としてはやっぱり基本的にはそんなに現状で、この助成金においてはその知財の扱いについてそこまで厳格にやる必要はなくて、むしろ皆さん、何ならまねてください、一緒にやりましょうというふうな姿勢が性質的には合っているのかなというふうに思います。

藤井座長 山田委員、よろしいですか。

では、今日はもう大変いろんなお話が出て、大変興味深かったです、ご議論も。おもしろかったと言うと語弊があるので興味深い、大変興味深いやり取り。まだこの議論については、これからも何回か重ねるといってお話として承りましたが、もうそろそろ時間ですので取りまとめなければならぬのですが、まとめるということよりも今後のさらに一般事業助成制度についてのあり方については、この委員会で議論をするということを進めてまいりたいと思いますが、事務局のほうはいかがでしょう。

事務局 本日お配りした資料で行きますと、今ご意見を重ねていただいたところもあります1番の目的。あとは対象経費の考え方ですとか、そういったところ。そういったものについては、今後もまた事務局のほうの検討案をお示しして、あともう一つ、再配付のほうのメンテナンスの方向性案で今回黄色となっていなかったところ。そういったところを次回以降のところでは取り上げていきたいと考えておりますので、そちらについてまたこちらの事務局案というのをたたき台としてお出ししまして、本日のような議論を皆様にお願ひできたらと思っております。

藤井座長 よろしいでしょうか。いろんな本当にお話をお伺いできました、各委員から。延べ皆様からいただきました。

それでは、次の議題に進んでよろしいでしょうか。それでは、その他についてお願いします。

事務局 その他と書かせていただいているのですが、今回その他についてのご報告事項等はございませんので、よろしければこのまま次回の開催についてご案内させていただきたいと思っております。

次回、本来ですと本日が第11回なので、次回は第12回になるのですけれども、もと

もとの日程表をご覧くださいますと、第12回というのは協働事業助成の関係の回だったのです。このたびコロナがありまして、団体さんからの辞退の申し出がありました関係で第12回は飛ばさせていただきます。

その次として第13回ということで11月16日火曜日、時間は本と同じ午前10時から開催させていただきます。議題としましては先ほども申し上げたように本日のような流れで一般事業助成について、またご協議いただきたいと思っております。

次回もオンライン開催とさせていただきますので、また皆様にZoomのIDですとかパスワード、前日に送らせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、本日は以上となります。皆様、ありがとうございました。

藤井座長 それでは、本当に長い間、時間。もうでも今日は本当に多様ないろんなご意見を承る機会をいただきました。

それでは、また次回、よろしくお願ひしたいと思ひます。皆さん、どうもご苦勞さまでした。事務局のほうでもたたき台をご用意いたひてご苦勞さまでした。

それでは、退室していただひて結構です。お疲れさまでした。

— 了 —